

# 会 則

## 1. 名称

当クラブの名称を「つくばハイキングクラブ <略称：THC> 」とする。

## 2. 目的

ハイキング、山登り、小旅行等の行事を通じてTHC会員の親睦と健康の維持、増進を目的とする。

## 3. 入会及び除名

- (1) THCへの入会は、別紙「入会申込書」記載事項について、幹事会の審査と誓約書の提出により入会を認める。
- (2) 入会は20才～59才までとする。入会後は本人の体力に応じて在籍して企画に参加できる。
- (3) 持病（心臓病及び高血圧等）があり、登山等において注意を要する者は、入会時に申告をすること。
- (4) 政治・宗教・その他団体の代表者及び構成員はTHCの会員に対して、その組織の活動をしてはならない。
- (5) 幹事会の決定で会員継続を断る事が出来る。
- (6) THCの会則の無視、及びTHCの名誉を毀損し、THCに損害を与えた者はTHCを除名することができる。

## 4. 保険

THCの会員は、入会の義務として山岳保険に加入する。また、THCは途中入会者を含めて保険加入の有効性を保持するための措置を行う。

## 5. 誓約書

THCの会員は、入会の義務として誓約書を提出する。

## 6. 役員

THCの円滑な活動を維持する為、以下の役員を置く。

会長・副会長・会計の任期は2年とし2期までを限度とする。ただし退任後、適当期間経過した後の再任を妨げない。

出来る限り役員の内兼任を避け多くの会員の参加を図る。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：1名
- (3) 運営部員：数名
- (4) 企画部員：数名
- (5) 交流部員：数名
- (6) 会計担当：1名
- (7) 会計監査：1名
- (8) 保険担当：1名
- (9) ホームページ担当 数名
- (10) 顧問：数名

\*運営部員・企画部員・交流部員の中からそれぞれ運営部長・企画部長・交流部長各1名を選出する。

\*幹事会は会長・副会長・運営部長・企画部長・顧問で構成される。

## 7. 会費

- (1) THCを維持する為の費用（資材購入費、連絡費、公募費用等）として、一人当り月額300円を徴収する。ただし、家族で会員の場合は2人目以上を半額とする。

- (2) 入会時には入会金として一人当たり1000円を徴収する。
- (3) 行事・企画に参加できないがTHCの活動を支援する会員は「会友」とし、会費を免除する。
- (4) 会費の使途については、幹事会が承認したものに限る。
- (5) 都合により年度途中で退会しても、会費は返却しない。
- (6) 会計報告及び監査報告は、4月の総会において実施する。

## 8. 行事・企画

### (1) THCとしての行事・企画

- ① 行事・企画はTHCの会員の要望を考慮し、原則として運営部員・企画部員・交流部員が企画する。
- ② THCではピッケル及びザイル等を使用した登はん技術を要する企画はしない。
- ③ THCの企画には企画会議で管理No.を付与する。

### (2) 個人企画

- ① 個人又は友人同士の企画は、THCとして干渉しない。安全第一を心がけ、自己責任で実施すること。行き先や連絡方法、帰宅時間等家族との必要な連絡を確実にしておくこと。
- ② 事故等、緊急事態が発生した場合は、会長又は副会長に連絡すること。

## 9. 行事・企画案内及び参加申込

- (1) THCの行事・企画案内は、会員に文書（Eメール・郵送）で通知する。
- (2) 行事・企画参加の申込は、企画者に連絡すること。
- (3) 問合せは、企画者に行うこと。

## 10. 緊急時の連絡

幹事会のメンバー間にて行う。

### 11. 総会

THCの総会は、毎年4月に開催する。

### 12. 会則の追加、改定等

THC会則の追加・改定は幹事会において実施できる。又、議事録は保存しておくこととする。

付則：このクラブ規約は、2001年2月1日より実施する。

2004年3月26日改定。2007年3月6日改定。2008年3月12日改定。

2009年3月18日改定。2010年3月27日改定。2011年3月改定。

2013年3月改定。

### 〔様式〕

1. 「入会申込書・誓約書」
2. 「交通費精算書」

### 〔台帳等〕

1. 「会計簿」
2. 「会員名簿」
3. 「行事の記録簿」
4. 「保険契約記録簿」
5. 「事故プール金管理簿・事故プール金規定」
6. 「車両利用規定」
7. 「細則」